

名古屋市負担金（あいちトリエンナーレ）に関する 名古屋高等裁判所の判決結果について（会長コメント）

- ・ 本日（12月2日）、あいちトリエンナーレ実行委員会の名古屋市負担金請求訴訟について、名古屋高等裁判所において以下のとおり控訴審判決の言渡しがありました。

（控訴人：名古屋市 被控訴人：あいちトリエンナーレ実行委員会）

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

- ・ 本判決は、第一審と同じく、私どもの主張が認められた妥当な判決だと受け止めております。

名古屋市には、判決で認められた負担金の支払いを速やかに行っていただきたいと考えております。

引き続き、法令等に基づいて適切に対応してまいりたいと存じます。

あいちトリエンナーレ実行委員会会長 大村秀章